

香美市
都市計画
マスタープラン
【概要版】

高知県 香美市
令和2年10月

香美市都市計画マスタープラン策定に当たって

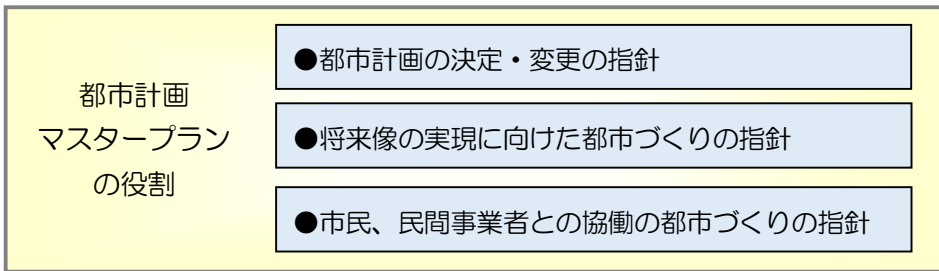
香美市都市計画マスタープラン策定の目的と役割

「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第 18 条の 2 に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、都市の将来像を明らかにし、それを実現するための土地利用の方針、都市施設（道路、公園、河川、下水道等）整備に関する方針などを定めるものです。

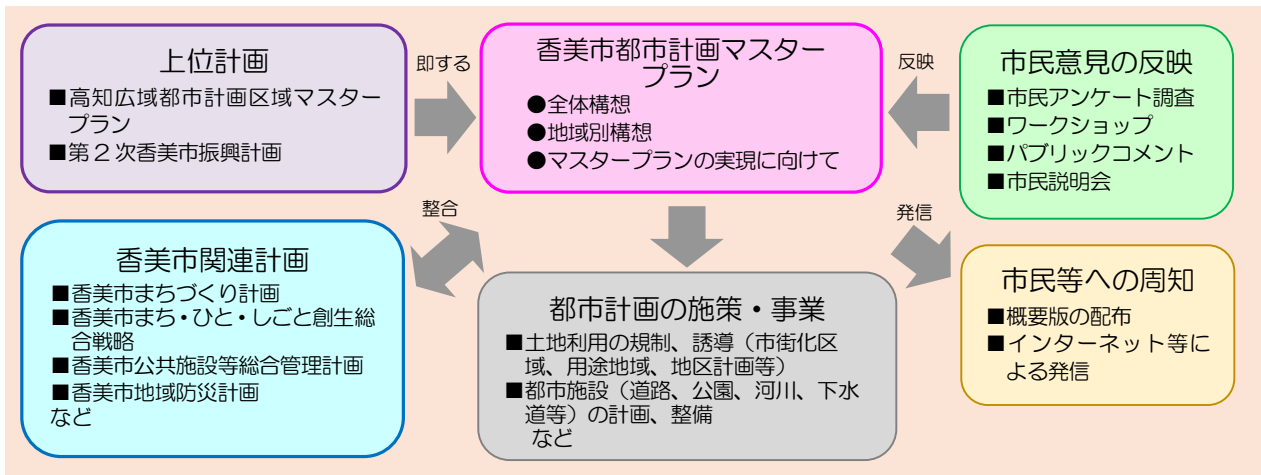
近年の地方都市においては、人口減少、少子高齢化の進行、財政状況の逼迫（ひっばく）、災害リスクの増大など、都市を取り巻く環境は益々厳しさを増しており、本市においても例外ではなく、これらに対応した持続可能な都市の経営、都市づくりが求められています。

このようなことから、香美市都市計画マスタープランを策定するものです。

また、都市計画マスタープランは都市づくりの指針となるもので、以下のような役割を担っています。



香美市都市計画マスタープランの位置づけ



香美市都市計画マスタープランの対象区域

本市の都市計画区域内には、市全体の71%の人口が居住していますが、都市計画区域の面積は市全体の7%程度と小さい範囲であり、都市の構造や土地利用の方針等を定めていく上においては、市域全体で検討していくことが望ましいと考え、香美市都市計画マスタープランの対象区域を市域全域とすることとします。

区分	面積 (km ²)	人口 (人)
香美市全域	537.86 (100%)	26,802 (100%)
都市計画区域	35.16 (7%)	18,923 (71%)

注：人口は平成30年4月1日時点の住民基本台帳による。



図 都市計画区域の範囲

香美市のまちづくりの将来目標

目標年度

都市計画マスタープランは、中長期を見据えた都市づくりの計画であることから、本都市計画マスタープランの目標年度は、上位計画における目標年を考慮しつつ、令和21年（2039年）とします。

なお、新たに第3次香美市振興計画が策定された際や、高知広域都市計画区域マスタープランが見直しされた際には、必要に応じて本都市計画マスタープランの見直しを図るものとします。

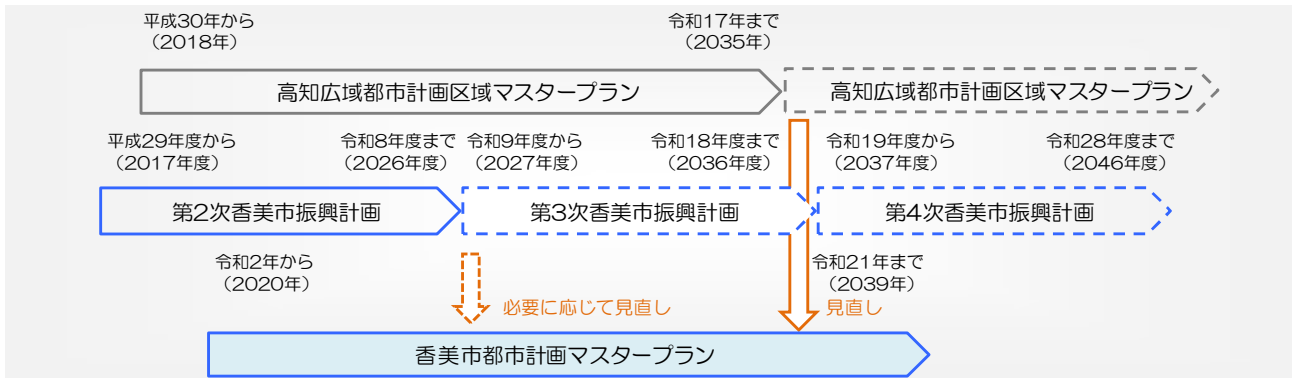


図 目標年度

基本理念、将来都市像、まちづくりの目標

『第2次香美市振興計画』（平成29年3月）では、まちづくりの基本理念を「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」、めざすべき将来都市像を「美しく豊かな自然に育まれ、共に支えあう 進化する自然共生文化都市」と掲げています。

このことから、本計画においてもまちづくりの基本理念を「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」、めざすべき将来都市像を「美しく豊かな自然に育まれ、共に支えあう 進化する自然共生文化都市」とします。

基本理念

輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり

将来都市像

美しく豊かな自然に育まれ、共に支えあう 進化する自然共生文化都市

目標

1. コンパクトな中心部と地域の拠点をネットワークで結ぶまちづくり
2. 活力ある産業と快適で魅力あるまちづくり
3. 安心して暮らせる防災・減災まちづくり
4. 自然と歴史・文化にあふれるまちづくり

ゾーン、エリア、拠点の設定

将来都市構造は、『高知広域都市計画区域マスタープラン』（平成30年3月）で掲げる「多極ネットワーク型都市構造」の構築をめざし、市域に「ゾーン」「エリア」「拠点」を設定し、土地利用の方針や都市機能を明確化します。

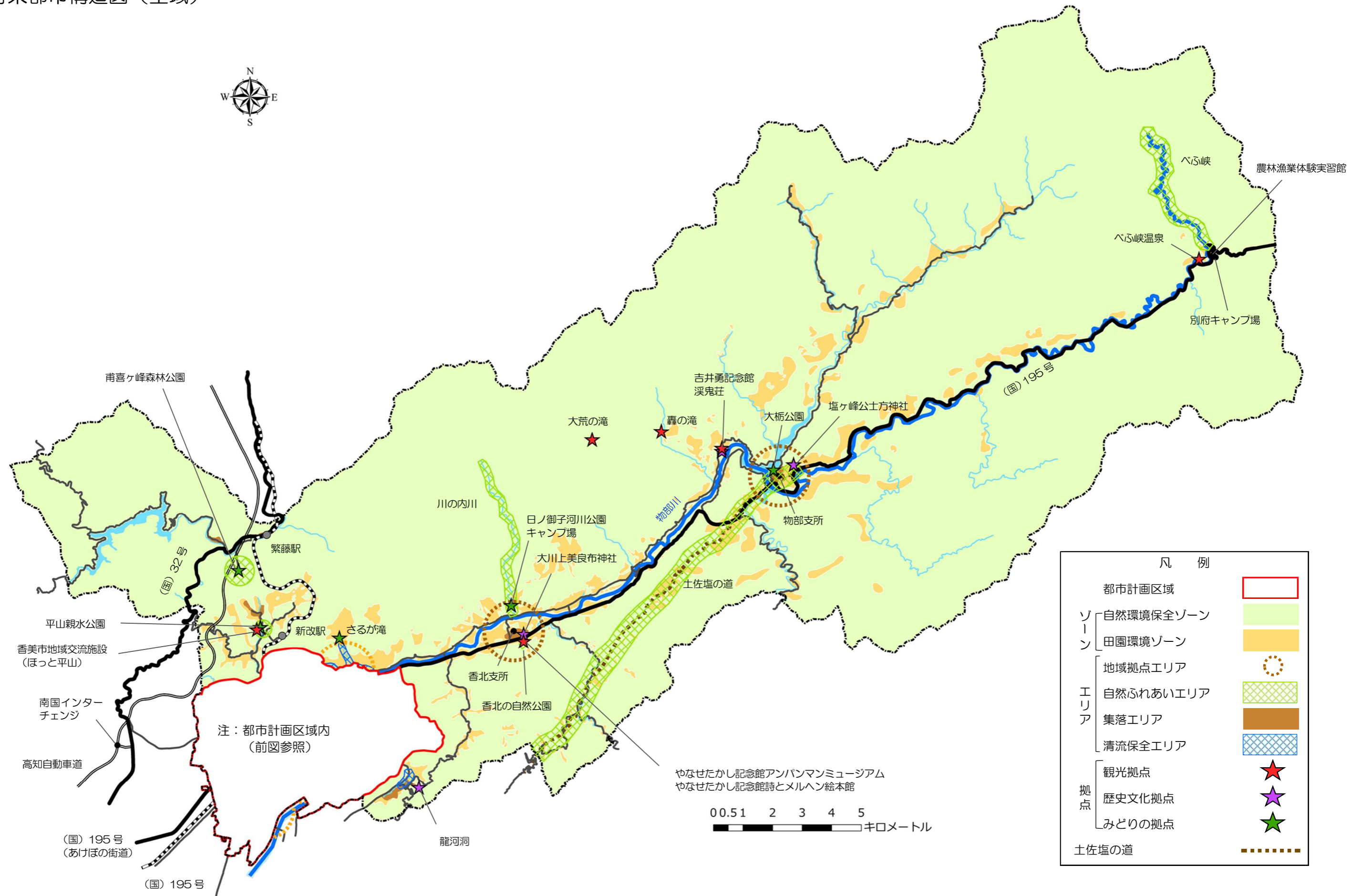
表 ゾーン、エリア、拠点の設定の考え方

区分	設定の考え方
ゾーン	行政区域を土地利用の特性に沿って分けた地域
エリア	インフラの整備や維持及び住環境等の維持のために効率的に誘導していく区域
拠点	交流や環境づくり、連携を重点的に進めていく場所

表 ゾーン、エリア、拠点の設定の内容

区分	名称	設定の考え方
ゾーン	自然環境保全ゾーン	本市の87.6%を占める山林は、本市を貫流する物部川をはじめとする多数の河川の源流域となっており、その一部は自然公園に指定されるなど、豊かな自然環境、景観を有しています。このような区域を自然環境保全ゾーンと位置づけます。
	田園環境ゾーン	本市の基幹産業である農業の重要な生産基盤となっている連たんしている農地や中山間に広がる農地等を田園環境ゾーンと位置づけます。
	市街地ゾーン	土地の整形化を図るとともに道路や公園等の公共施設が一体的に整備された土佐山田土地区画整理事業区域を含んだ市街化区域を市街地ゾーンと位置づけます。
エリア	都市拠点エリア	行政系施設や教育・文化施設、住宅、商業施設の立地に伴い市街地が形成されている市役所周辺及び交通結節点である土佐山田駅周辺を都市拠点エリアと位置づけます。
	地域拠点エリア	合併前の旧町村の中心地として学校教育施設、医療施設、商業施設、住宅等が集積している支所周辺を地域拠点エリアと位置づけます。
	地域コミュニティエリア	市街化調整区域の小学校では生徒数が年々減少しており、学校の存続が出来なくなる恐れがあります。このことから小学校やコミュニティセンターを中心とした一定の範囲を地域コミュニティエリアと位置づけます。
	自然ふれあいエリア	豊かな自然の中でリラックスした時間を過ごすとともに、自然とのふれあいや観賞、体験等が行える空間を自然ふれあいエリアと位置づけます。
	産学連携・研究学園交流エリア	大学が立地する地域特性を生かしたまちづくりを進めるために、高知工科大学を中心とした一定の範囲を産学連携・研究学園交流エリアと位置づけます。
	産業地区計画検討エリア	産業振興、雇用の創出を推進するために、市街化調整区域内の交通利便性が高い主要な幹線道路等の沿道を産業地区計画検討エリアと位置づけます。
	伝統産業振興エリア	本市の発展とともに成長してきた伝統産業を後世に伝えていけるよう、伝統工芸品を製造する工場等が立地する区域を伝統産業振興エリアと位置づけます。
	既存集落エリア	市街化区域の周辺部において建築物が連たんし、従来から集落を形成している区域（高知県都市計画法施行条例第2条2項に基づく区域）は、市街化調整区域に位置するものの市街化区域と一体的な生活圏を有していることから既存集落エリアと位置づけます。
	集落エリア	人口減少が進む中において、地域の人口を維持するために、比較まとまって集落が形成されコミュニティ活動が行われている地域を集落エリアと位置づけます。
	清流保全エリア	環境保全や生態系の維持を図る必要がある良好な自然環境と多様な生態系を形成している河川を清流保全エリアと位置づけます。
拠点	研究学園交流拠点	地域の生涯学習や教育、研究開発の場の中心であり、学生による地域での活動や住民との交流がある高知工科大学を研究学園交流拠点と位置づけます。
	産業研究拠点	本市の持続的発展に必要な産業振興を推進するために、研究、技術開発等を行う施設を産業研究拠点と位置づけます。
	伝統産業振興拠点	土佐打刃物は、本市の重要な伝統産業の一つですが、従業者の高齢化が進行しており、若い職人の育成が急務となっています。土佐打刃物を未来へと伝承する中心的な役割を担う土佐刃物流通センターを伝統産業振興拠点と位置づけます。
	観光拠点	交流人口の拡大による賑わいづくりや地域活性化を推進するために、多くの人が訪れている交流施設や観光名所等を観光拠点と位置づけます。
	歴史文化拠点	本市の歴史や文化を知り、理解を深めるために、重要な史跡、建造物等を歴史文化拠点と位置づけます。
	みどりの拠点	人々の絆や交流を深め、散歩や体を動かすことができる公園、キャンプ場等をみどりの拠点と位置づけます。

将来都市構造図（全域）



部門別都市づくりの方針

まちづくりの目標及び将来都市構造に基づき、道路、公園などの各部門別の整備の考え方や方針を設定します。

土地利用の方針

将来都市構造に基づき、市街化区域、市街化調整区域、都市計画区域外の区域ごとの方針を設定します。

■市街化区域の方針

市街化区域内の空き地や低未利用地については、移住・定住や賑わいづくりなどに向けて土地の利活用を促すとともに、空き家については情報を収集し、空き家バンク等を通じて移住希望者に発信できる仕組みを構築します。

■市街化調整区域の方針

「地域コミュニティエリア」では、空き家バンクへの登録を前提とした空き家の活用や、多様なニーズに対応した規制緩和を検討します。また、「既存集落エリア」では、空き家の活用を図ります。

「産学連携・研究学園交流エリア」では、住宅、宿泊施設、商業施設等の立地誘導に向けた方策を検討します。

「産業地区計画検討エリア」では、産業振興、雇用の創出等に向けて、地区計画制度を活用した新たな商業施設、工場等の立地を推進します。

■都市計画区域外の方針

「地域拠点エリア」「集落エリア」では、コミュニティの維持に欠かせない、生活環境の保全を図ります。

「自然環境保全ゾーン」「自然ふれあいエリア」「清流保全エリア」では、森林法、自然公園法等を遵守し、一体的な保全を図ります。

「田園環境ゾーン」では、圃場整備、農道整備等の農業基盤整備を図るとともに、遊休地の拡大を防ぐことで、農業環境の保全を図ります。



市街化区域



市街化調整区域



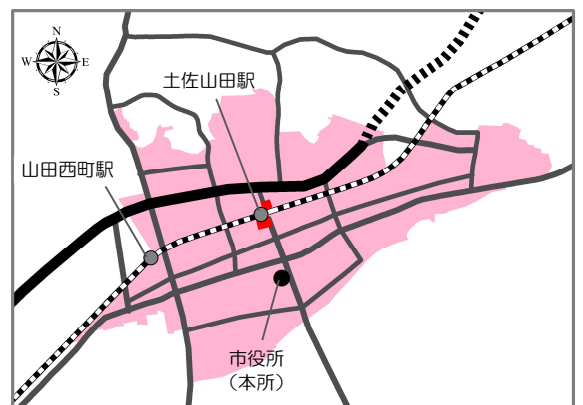
都市計画区域外

道路・公共交通の整備方針

道路・公共交通の基本的な方針としては、拠点エリア間の連絡性や交流性を高めるための道路網の構築や、公共交通によるネットワーク化を促進するとともに移動環境の向上に努めます。

また、日常生活を支える歩行空間や生活道路についても、安全・快適に通行できる空間づくりに努めます。

- 幹線道路網の整備
- 生活道路網の整備
- 歩行者空間の整備
- 案内機能の充実
- 公共交通利用環境の向上
- 土佐山田駅周辺の整備
- モビリティマネジメントの推進
- 防犯設備
- 交通安全施設



市街化区域周辺の幹線道路網

公園・緑地の整備方針

公園・緑地の基本的な方針としては、住民が身近で気軽に利用できる公園・緑地の整備を図るとともに、民間事業者や住民との協働で行う緑化事業の推進についても検討します。

また、利用者の満足度の高い公園・緑地とするために、民間の知識やノウハウを活かした新たな魅力づくりや、維持管理の仕組みづくりにも取り組みます。

- 都市公園・緑地の整備
- 緑化の推進
- 水とみどりのネットワークの形成
- パークPFI制度の活用
- 住民との協働による維持管理



秦山公園

河川・上下水道の整備方針

河川・上下水道の基本的な方針のうち河川については、洪水時に氾濫の危険性がある河川に対し、関係機関に働きかけながら河川整備を促進します。

また、上下水道は、快適で良好な生活を営む上で必要な施設であることから、適正な維持管理を行うとともに、災害対策への取組みや老朽化対策を図ります。

- 河川の整備（河川改修の促進）
- 上水道の整備（水道施設の老朽化対策、緊急時における他市町村及び関係団体との相互協力体制の構築）
- 下水道の整備（浦戸湾東部流域関連公共下水道事業（山田処理区）の処理区域の検討、下水道施設及び管路の老朽化対策の実施）
- 排水路の整備、管理（市街化区域における雨水排水対策の整備検討、田園環境ゾーン内の排水路の維持管理）



物部川



国分川

環境保全・景観形成の方針

環境保全・景観形成の基本的な方針は、本市の外周を取り囲む森林や物部川、片地川、後入川等の豊かな自然環境の保全を図るとともに、環境負荷の低減に向けた様々な取組みも推進します。

また、重要な景観資源は、官民協働で保全を図るとともに、新たな景観の創出にも取り組んでいきます。

- 自然環境の保全
- 都市活動に伴う環境負荷の軽減
- 施設長寿命化の推進
- 都市景観の形成
- 自然景観の保全
- 伝統文化、歴史風景の保全
- 眺望場所の整備



山田堰



轟の滝

地域別構想

地域別構想の役割は、全体構想における将来目標、基本方針を踏まえつつ、地域の特性を生かした地域づくりを推進することであり、そのために、地域ごとの将来像、整備方針を設定します。

地域区分は、日常生活に密着した小学校区を基本単位とし、地理的な要素も踏まえ5地域とします。

表 地域区分

地域名称	小学校区名称	都市計画区域の範囲
土佐山田北地域	香長小学校区	一部都市計画区域 (市街化調整区域)
土佐山田中央地域	山田小学校区	全部都市計画区域 (市街化区域・ 市街化調整区域)
	舟入小学校区	
	楠目小学校区	
土佐山田東地域	片地小学校区	一部都市計画区域 (市街化調整区域)
香北地域	大宮小学校区	都市計画区域外
物部地域	大柄小学校区	都市計画区域外

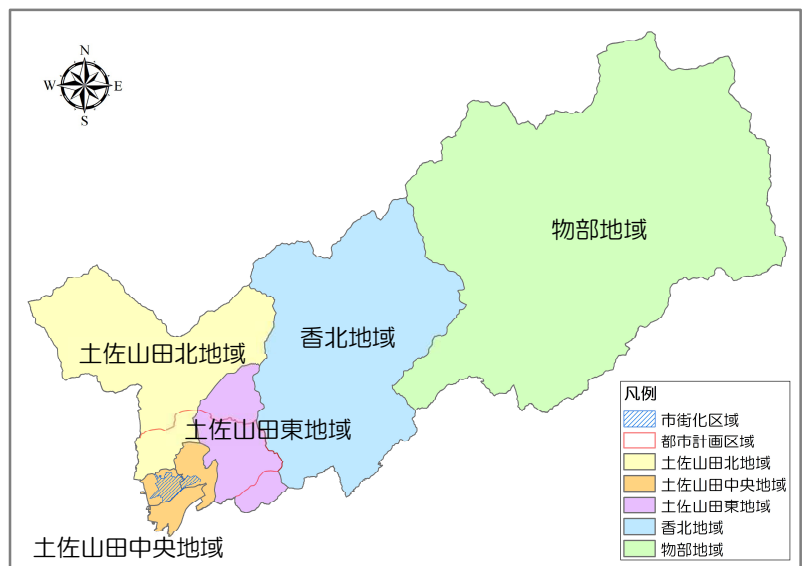
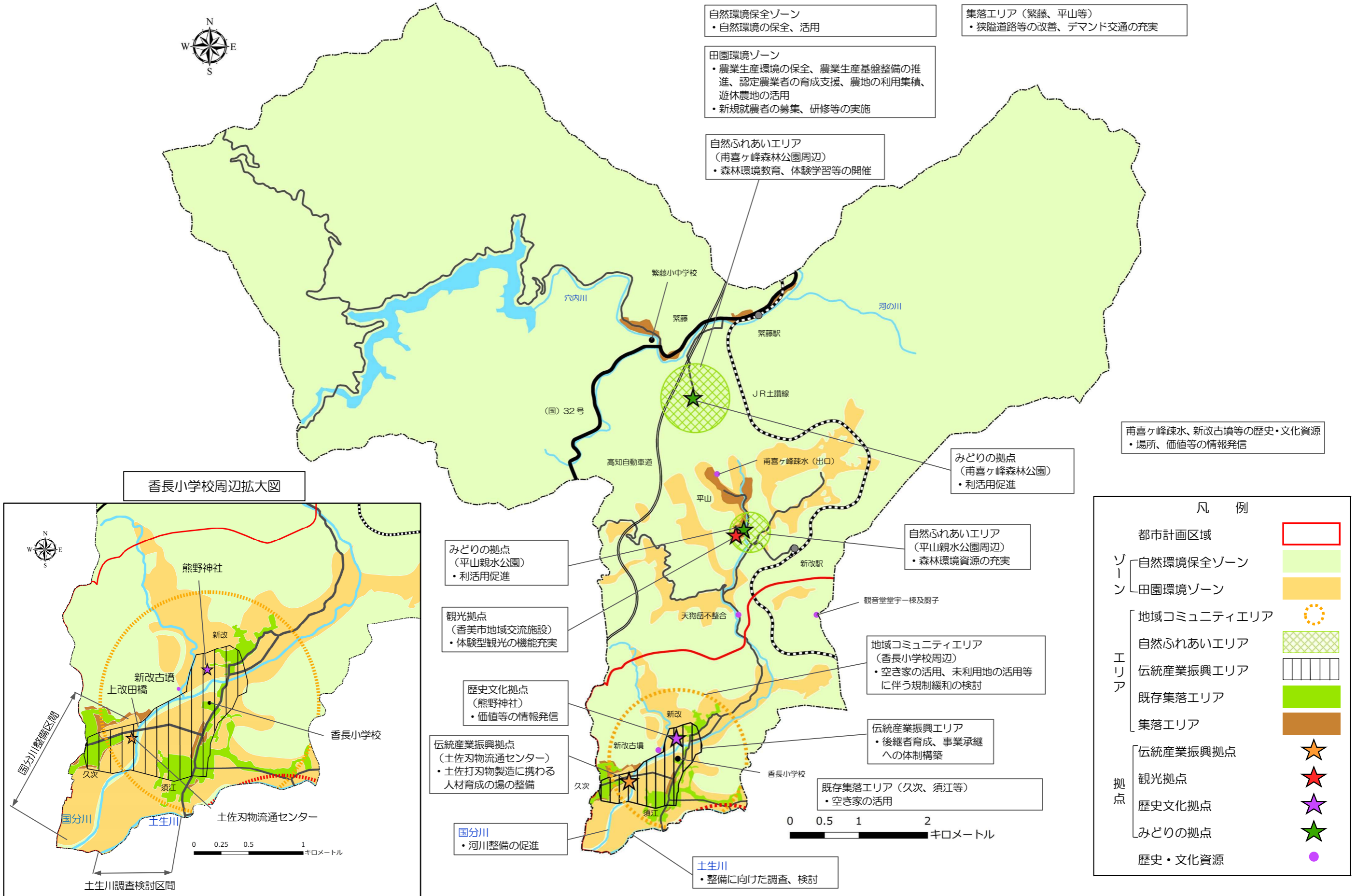


図 地域区分図

土佐山田北地域

将来像 『自然と伝統を未来につなぐ地域』

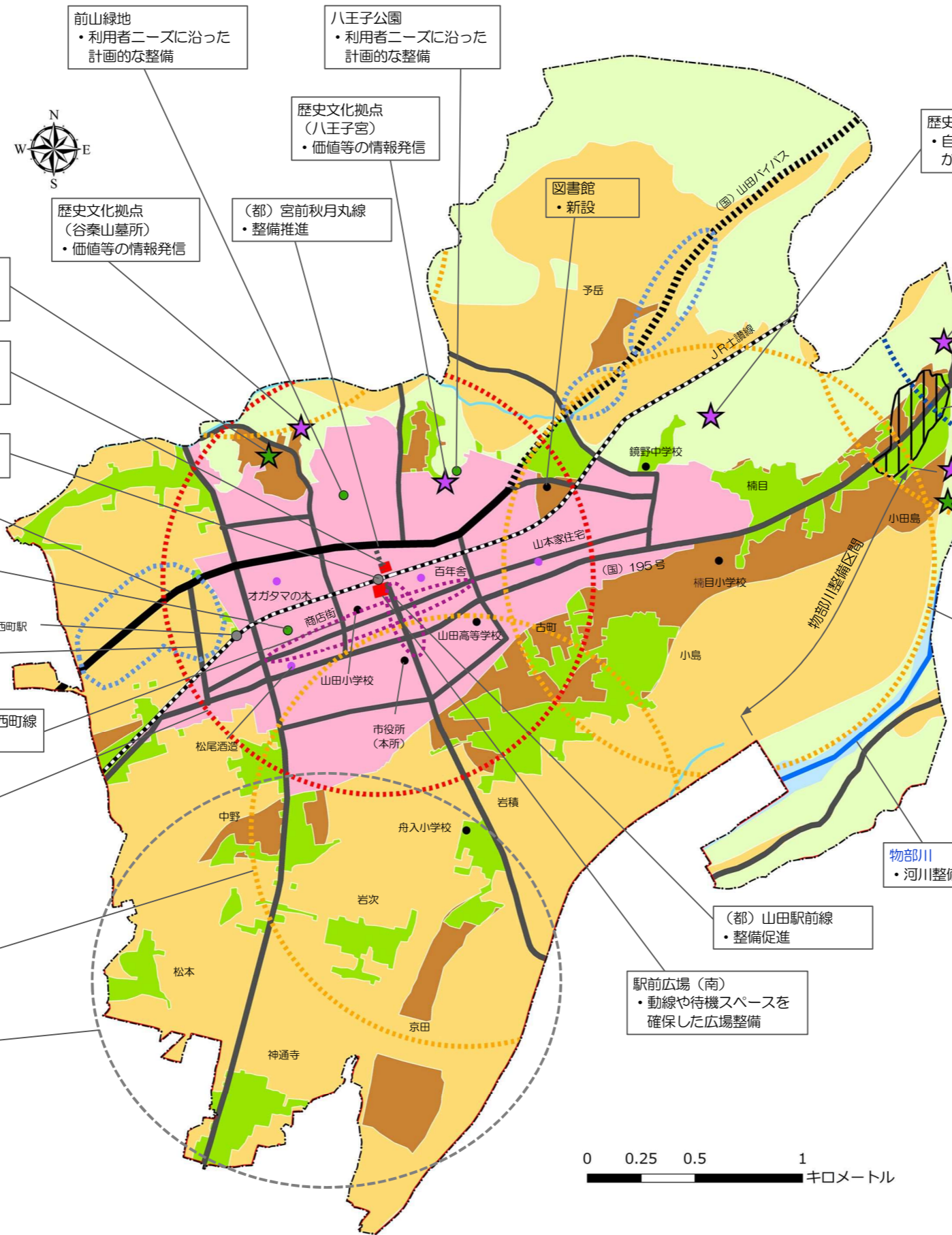


土佐山田北地域の整備方針図

土佐山田中央地域

将来像 『新たな価値を創造し、活気あふれる地域』

- 自然環境保全ゾーン**
 - ・自然環境の保全、活用
- 田園環境ゾーン**
 - ・農業生産環境の保全、農業生産基盤整備の推進、認定農業者の育成支援、農地の利用集積、遊休農地の活用
 - ・新規就農者の募集、研修等の実施
- 市街地ゾーン**
 - ・土地利用の規制・誘導、都市施設の計画的な整備



- 産業地区計画検討エリア** (あけほの街道・山田バイパス・前浜植野線沿道)
 - ・店舗、工場等の立地促進に向けた地区計画制度の活用検討
- 既存集落エリア** (中野、古町、小島等)
 - ・空き家の活用
- 集落エリア** (予岳、京田等)
 - ・生活環境の保全、地域コミュニティの維持

- みどりの拠点 (秦山公園)**
 - ・適正な維持管理
- 駅前広場 (北)**
 - ・動線や待機スペースを確保した広場整備
- 土佐山田駅**
 - ・自由通路整備の検討

- 歴史文化拠点 (楠目城跡)**
 - ・自然の中で歴史にふれることができる環境整備
- 歴史文化拠点 (談議所城跡)**
 - ・自然の中で歴史にふれることができる環境整備
- 伝統産業振興エリア**
 - ・後継者育成、事業承継への体制構築
- 歴史文化拠点 (山田堰)**
 - ・価値等の情報発信
- みどりの拠点 (物部川緑地 (右岸))**
 - ・河川改修と併せた交流空間整備の促進
- 地域コミュニティエリア (楠目小学校周辺)**
 - ・空き家の活用、未利用地の活用等に伴う規制緩和の検討

- 西町公園**
 - ・利用者ニーズに沿った計画的な整備
- 山田西町駅**
 - ・自由通路整備の検討
- (都) 新町西町線**
 - ・早期完成
- 都市拠点エリア (市役所及び土佐山田駅周辺)**
 - ・都市機能の充実、空き店舗の活用
 - ・土佐山田駅の景観づくり、交通結節機能・インフォメーション機能の強化
- 地域コミュニティエリア (舟入小学校周辺)**
 - ・空き家の活用、未利用地の活用等に伴う規制緩和の検討
- 地域南部**
 - ・公共交通の検討

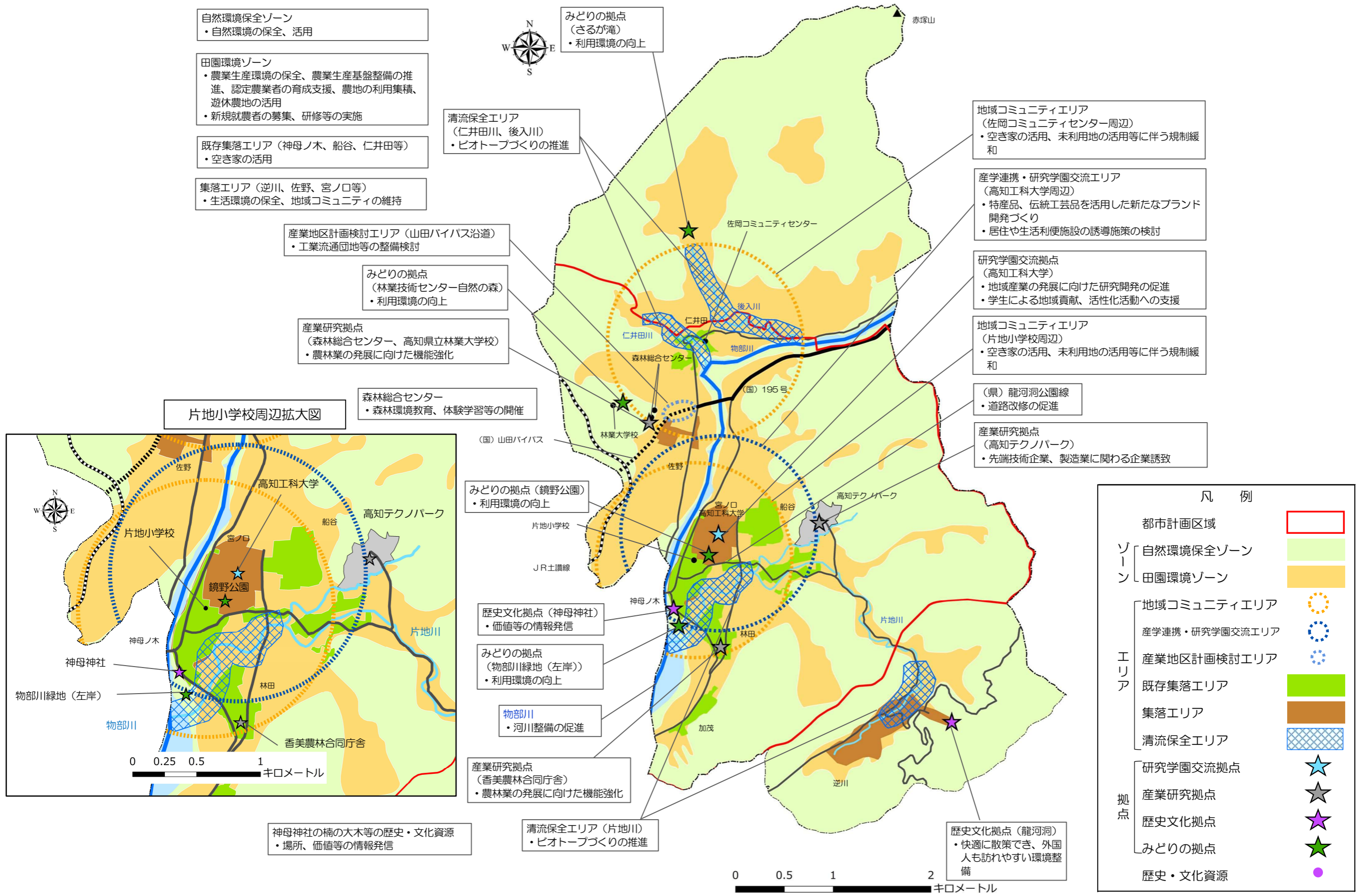


凡例		
ゾーン	自然環境保全ゾーン	
	田園環境ゾーン	
	市街地ゾーン	
エリア	都市拠点エリア	
	地域コミュニティエリア	
	産業地区計画検討エリア	
	伝統産業振興エリア	
	既存集落エリア	
拠点	集落エリア	
	歴史文化拠点	
	みどりの拠点	
	歴史・文化資源	

土佐山田中央地域の整備方針図

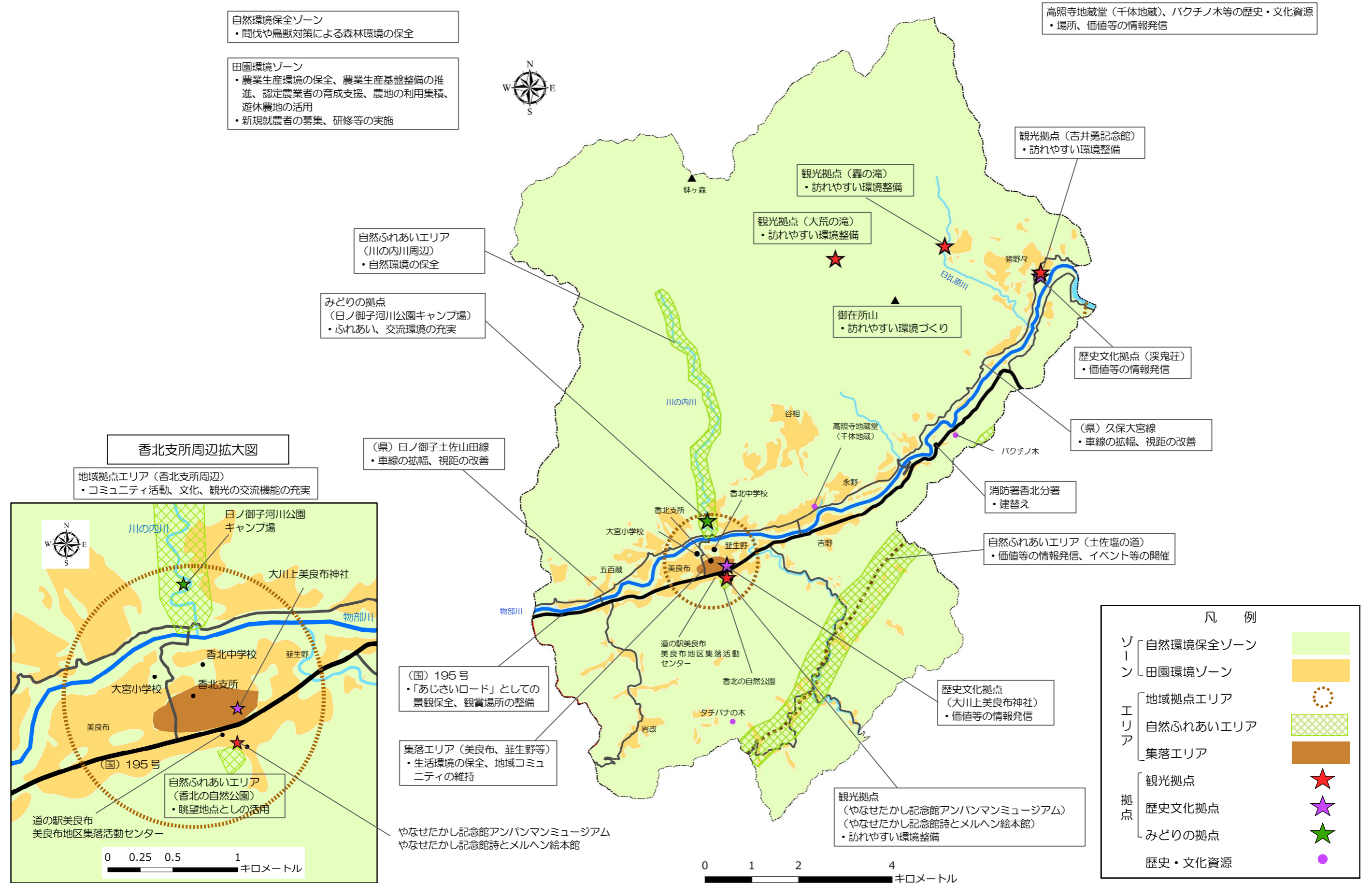
土佐山田東地域

将来像 『多様な世代が集い、交流しながら共に創造する地域』



香北地域

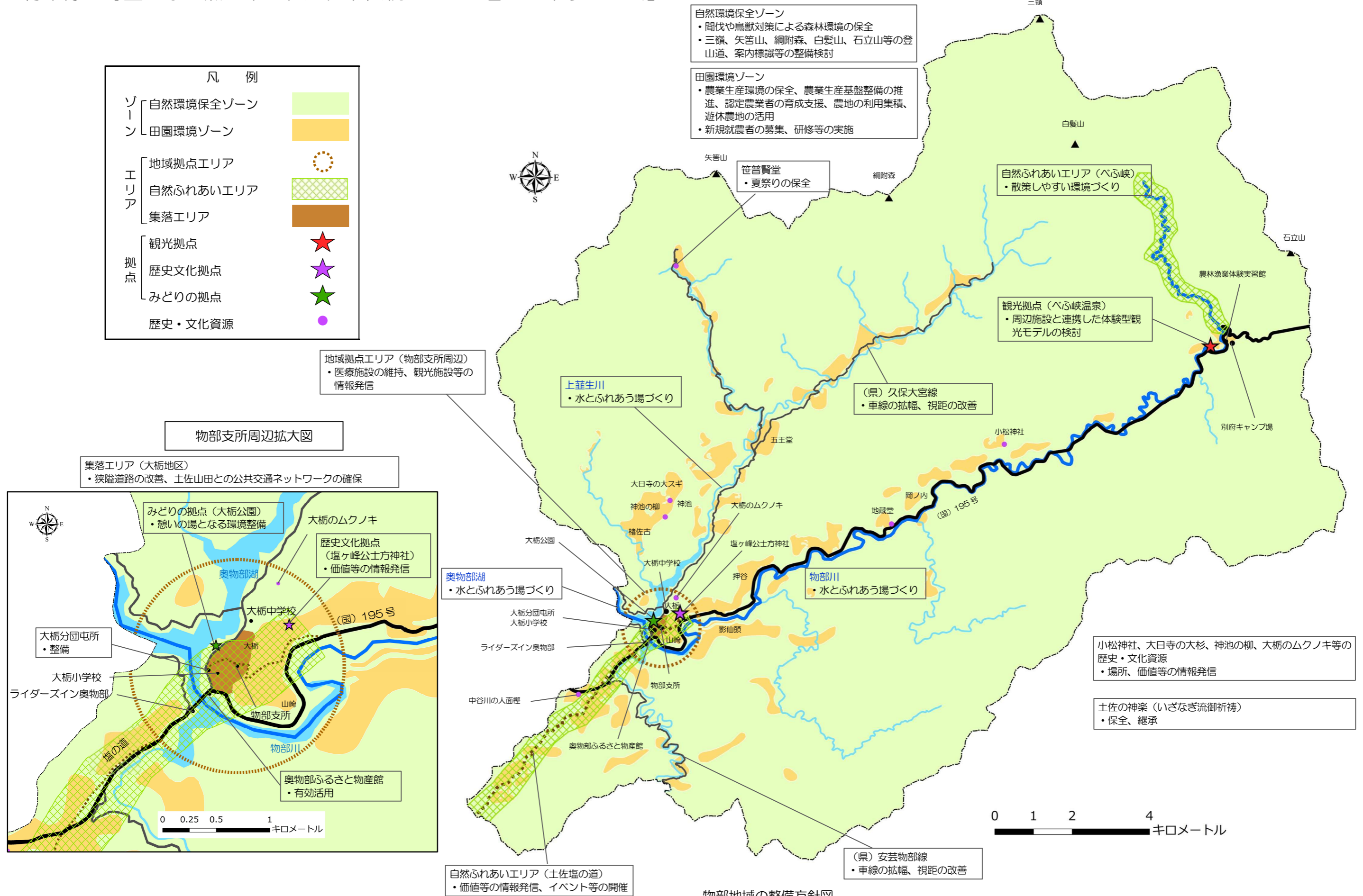
将来像 『自然と歴史に囲まれ、心豊かな暮らしの中で子どもが育つ地域』



香北地域の整備方針図

物部地域

将来像 『豊かな自然の中で、文化や伝統が息づく暮らしやすい地域』



香美市都市計画マスタープランの実現に向けて

市民・民間事業者との協働

「香美市まちづくり委員会設置条例」「香美市協働のまちづくり条例」を基に、まちづくり活動へより多くの市民が参画することをめざし、各種計画を策定する際や、整備の内容を検討する際には様々な情報の発信に努めるとともに、広く市民の意見を聞くこととします。

また、民間事業者が有する知識、技術、資金を活用した官民連携による事業の実現に取り組めます。

都市計画制度等の活用と検討

■都市計画提案制度の活用

都市計画提案制度内容や活用方法について広く周知を図るとともに産業地区計画検討エリアや産学連携・研究学園交流エリア等で高知工科大学等との連携により、提案を生かせるよう支援体制の構築に努めます。

■地区計画の検討

産業地区計画検討エリアは、住民意向調査でニーズの高かった商業施設や産業振興、雇用の創出に期待がかかる工場等の立地に向けて地区計画の策定を検討します。

■都市計画道路の見直し検討

楠目百石線等の長期間にわたり整備未着となっている都市計画道路は、市街化の現状や交通量の変化等を考慮しながら、県が実施している将来交通量の予測や、整備効果を踏まえた都市計画道路の見直しを行います。

■立地適正化計画の策定の検討

今後、予測される人口減少に際しても、目標年度の将来人口を下回ることのないよう立地適正化計画の策定について検討します。

■地域コミュニティの維持

市街化調整区域内の「地域コミュニティエリア」などにおいては、空き家の活用や、集落維持のための規制緩和の検討について関係機関と協議します。

■大学の立地特性を生かした地域づくり

「産学連携・研究学園交流エリア」は、高知工科大学が立地している特性を生かし、住宅、宿泊施設、商業施設等の立地誘導に向けた方策の検討について関係機関と協議します。

注：本資料は概要版であり、詳細な内容は『香美市都市計画マスタープラン』にて記載しています。



発行：香美市建設課

〒782-8501 高知県香美市土佐山田町宝町 1-2-1

TEL：0887-53-3119（直通） FAX：0887-53-1389

E-mail：kensetsu@city.kami.lg.jp